

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

日本人の平均寿命は、生活環境の改善や医療の発展により世界有数の高い水準を保っています。一方で、社会環境及び生活習慣の変化や多様化、高齢化の進展などにより、がん・心臓病・脳血管疾患*・糖尿病などの生活習慣病*は増加しています。また、病気や加齢に伴う認知症や、寝たきりなどの要介護状態となる人は増加傾向にあり、健康寿命*をいかに伸ばしていくか大きな課題となっています。さらに、急速な高齢化による医療費や介護給付費の増加も深刻な問題となっています。

国においては、平成24年に「健康日本21（第2次）」を策定し、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」「健康を支え、守るための社会環境の整備」などを柱とした施策が進められています。また、令和元年5月に発出された「健康寿命延伸プラン」では、「健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進」「地域・保険者間の格差の解消」に向けた取組が推進されています。

平成27年には「健やか親子21（第2次）」が策定され、「すべての子どもが健やかに育つ社会」のための国民運動が展開されています。さらに、平成30年12月には「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療などを切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」が制定され、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できるようにするための取組が推進されています。

福岡県においては、平成14年2月に「福岡県健康増進計画（いきいき健康ふくおか21）」（以下「県計画」という。）が策定され、現在、平成25年度から平成34年度（令和4年度）までの10年間の計画期間とした新たな県計画を推進しています。

本市では、健康増進法に基づき、平成23年12月に「第1期糸島市健康増進計画（健康いとしま21）」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。平成28年3月には中間評価を行ったうえで第1期計画を見直し、「『健康寿命』を延ばし、いきいき元気な健康市民を増やします。」を基本方針（目標）として健康づくりの取組を進めてきました。

今回、第1期計画の評価を行うとともに、国、県の動向や社会情勢の変化などを踏まえ、新たな健康課題に対応した取組を進め、本市における更なる健康づくりを推進するため、「第2期糸島市健康増進計画（健康いとしま21）」（以下「計画」という。）を策定するものです。

※本計画では、「糸島市障害者計画」に準じ、「障がい」を基本としますが、法令や条例に基づく固有名詞や、「言語障害」など人を指さない場合については、漢字で「障害」と表記します。

* 脳血管疾患：脳動脈の異常によって起きる病気の総称。脳梗塞や脳出血、くも膜下出血などいろいろな種類の病気がある。最もよく知られているのが脳卒中で、片方の手足のマヒや言語障害、意識障害などの症状が出る。

* 生活習慣病：食習慣、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症や進行に起因する病気の総称。

* 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

2 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項に規定された市町村健康増進計画であり、母子保健計画策定指針に基づく市町村母子保健計画を包含するとともに、糸島市健康づくり推進条例第9条第1項に規定する「施策などを総合的かつ効率的に進めるための基本的な計画（健康増進計画）」と位置づけます。

策定にあたっては、「第2次糸島市長期総合計画」の“基本目標1（未来に輝く子どもを育むまちづくり）”及び“基本目標4（健康で安心して暮らせるまちづくり）”を実現するため、「第2期糸島市地域福祉計画」や「糸島市特定健康診査等実施計画」など関連計画との連携・整合を図っています。

【参考】健康増進法

（都道府県健康増進計画等）

第8条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

【参考】母子保健計画策定指針（平成26年6月17日雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）

第1 母子保健計画策定指針について

母子保健計画は、母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、妊娠、出産、その他子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立や、効果的な母子保健施策の推進に資するものである。このため、各地方公共団体においては、母子保健計画を策定することが求められる。

（略）

第2 母子保健計画の策定について

1 （略）

2 母子保健計画の策定の主体

母子保健計画は、市町村及び都道府県が策定するものとする。

【参考】糸島市健康づくり推進条例

（健康増進計画）

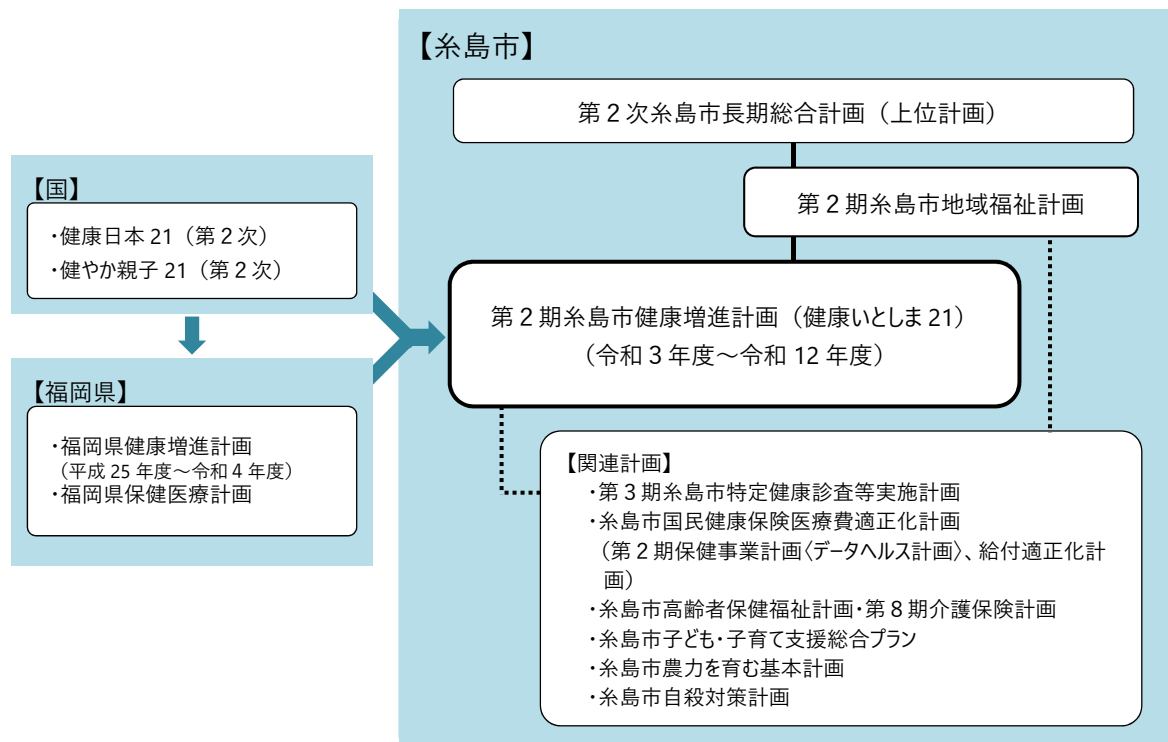
第9条 市長は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画（以下「健康増進計画」という。）を定め、市民の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市長は、健康増進計画の実施について毎年度評価を行い、進行管理をしなければならない。

3 市長は、社会情勢の変化、前項の評価の結果等を勘案し、必要に応じて健康増進計画を変更することができる。

4 市長は、健康増進計画を定め、又は変更したときは、速やかに公表するものとする。

【参考】 上位・関連計画における位置づけ



3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和12年度までを計画期間とします。

この間、国や県の制度改正や社会情勢の変化などにより計画の変更が必要になった場合は、計画の見直しを行います。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
糸島市長期総合計画	第1次										第2次										
糸島市健康増進計画	第1期										第2期										
国（健康日本21）	第1次	第2次										次期健康づくり運動									
健やか親子21	第1次	第2次										次期健康づくり運動									
福岡県健康増進計画	第1次	第2次										次期計画									

4 「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連

持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals) とは、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28 年 (2016 年) から令和 12 年 (2030 年) までの世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール (目標) ・169 のターゲット (取組) から構成されています。

SDGs の目標から、3「すべての人に健康と福祉を」、5「ジェンダー平等を実現しよう」、10「人や国の不平等をなくそう」、16「平和と公正をすべての人に」、17「パートナーシップで目標を達成しよう」の 5 つを挙げ、本計画を推進していきます。



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。



各国内及び各国間の不平等を是正する。



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**